

平成29年 1月19日
交通対策特別委員会

地下鉄七隈線博多駅（仮称）工区における
道路陥没事故について

交 通 局

1. 道路仮復旧箇所の地盤改良について

仮復旧していた、はかた駅前通りの陥没事故現場において、より高い安全性を確保するために、流動化処理土下部に対し、地盤改良（薬液注入）を行ったもの。

なお、「福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する検討委員会」において、原因究明に関して支障はないことが確認されている。

1) 路面沈下の概要

仮復旧していた、はかた駅前通りの陥没事故現場において、平成28年11月26日（土）に路面沈下が確認されたもの。

路面沈下量：平均38mm（最大約70mm）

沈下の原因：流動化処理土下部において、ゆるんだ地盤が想定されており、その箇所が道路開放後に圧縮されたものと考えられる。

2) ボーリングの調査結果

調査期間：平成28年11月18日 ～ 平成28年12月 2日

調査本数：5本

調査結果：流動化処理土下部において、ゆるんだ地盤が確認されており、大成JVから予測沈下量が最大で平均86mmになるとの報告を受けている。

3) 地盤改良工事

工事内容：薬液注入による地盤改良

工事期間：平成28年12月2日 ～ 平成28年12月28日

改良結果：流動化処理土下部のゆるんだ地盤が補強されたことにより、大成JVから予測沈下量が最大で平均26mmになるとの報告を受けている。

2. 事故の原因究明に向けて

今回の事故の原因究明については、国土交通省からの助言を受け、国立研究開発法人 土木研究所にお願いしており、同研究所は「福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する検討委員会」を設置し、事故の原因と再発防止策を検討することとしている。

○名 称

「福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する検討委員会」

○委員構成

西村和夫委員長（首都大学東京副学長 都市環境学部 教授）をはじめ、学識経験者3名、研究機関4名、行政機関等4名の計12名により構成されている。

○スケジュール

第1回 検討委員会（開催地：福岡）

日 時：平成28年11月29日（火） 10：00～12：00
（現地確認 9：00～10：00）

議事等 （1）七隈線延伸事業概要および設計の経緯（交通局）
（2）施工の経緯（大成JV）
（3）事故の概要（大成JV）
（4）現在実施している調査等（大成JV）

第2回 検討委員会（開催地：東京）

日 時：平成29年1月21日（土） 13：00～15：00

議事等 （1）追加調査結果の報告
（2）事故原因の推定に向けた議論
（3）設計および施工に関する問題点等の検討
（4）今後の施工に対する留意点や再発防止に向けた検討

第3回 検討委員会（開催時期：未定）

（中間とりまとめ）

第4回以降 検討委員会（開催時期：未定）

状況に応じて最終とりまとめを発出

○検討委員会からの要請による追加の地質調査（ボーリング）

調査目的：トンネル上部の岩盤性状を確認するため

調査箇所：4箇所

調査期間：平成28年12月22日 ～ 平成29年1月末（予定）

3. 補償対応について

1) 相談等の状況（1月16日時点）

- ①電話相談窓口等への相談件数 407件
- ②避難・通行止め区域への戸別訪問件数 366件（12月9日完了）
- ③仮払い等の補償件数（新規受付は終了，損害賠償協議へ移行）
 - ・仮払い件数 12件
 - ・少額被害者への賠償金支払い件数 7件

2) 損害賠償の協議

平成29年1月12日より，被害者を直接訪問し，賠償基準に基づく損害賠償の協議を開始。

3) 賠償基準の概要

①趣旨

今回の道路陥没事故での被害者への賠償を公平かつ迅速に対応するため，賠償の金額や方法に関する客観的な基準を設定するもの。

②基本方針

(ア) 交通局及び大成JVは，協力して，専門家の意見を踏まえながら，本件事故と相当因果関係（予見することが可能な，法的に認められる因果関係）があると認められる損害に対して賠償を行う。

(イ) 損害額の計算は，領収書などの証拠書類をもって行うものとし，損害額を計算するための証拠書類がない場合は，賠償を行わない。ただし，関連する記録帳簿等により損害額を認定することができる場合は，この限りではない。

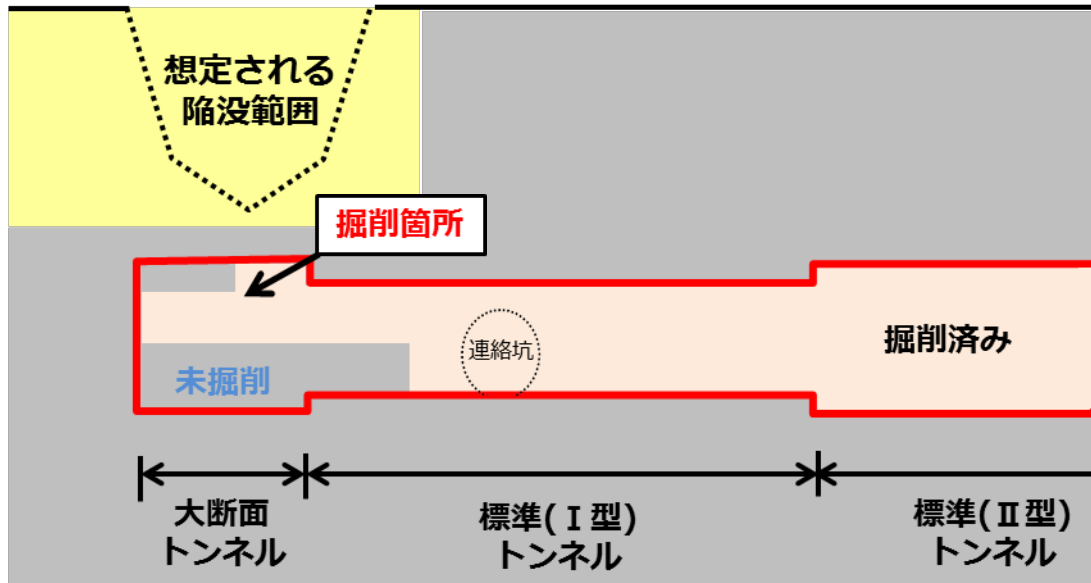
(ウ) この基準は，被害者が訴訟等による解決を選択することを妨げるものではない。

③範囲・対象

以下のもののうち，本件事故と相当因果関係が認められる損害とする。

範囲	対象
建物及び工作物への損害	○建物，工作物の復旧費用
避難勧告及び交通規制により建物が使用できなかったことによる損害	○廃棄食材、商品の価額
	○営業休止を余儀なくされた期間中の給料相当額
	○営業休止を余儀なくされた期間中の賃料及び共益費相当額
	○営業休止を余儀なくされた期間中に得られなかった利益
ライフライン停止による損害	○本件事故と相当因果関係が認められるその他の損害
	○廃棄食材、商品の価額
	○個別具体的な事情を踏まえて本件事故と相当因果関係が認められるその他の損害

縦断図



断面図

※JR博多駅方面を望む

